

○新潟市老人憩の家条例

昭和40年9月18日

条例第27号

改正 昭和43年3月31日条例第14号

昭和45年1月31日条例第3号

昭和46年3月31日条例第15号

昭和47年3月29日条例第17号

昭和47年10月11日条例第45号

昭和48年4月24日条例第32号

昭和49年3月30日条例第14号

昭和49年12月26日条例第47号

昭和51年3月30日条例第19号

昭和52年3月29日条例第19号

昭和52年10月4日条例第46号

昭和53年3月29日条例第12号

昭和53年10月3日条例第35号

昭和53年12月21日条例第42号

昭和54年3月28日条例第20号

昭和54年9月28日条例第44号

昭和55年3月31日条例第17号

昭和56年3月29日条例第18号

昭和56年7月10日条例第44号

昭和57年3月31日条例第14号

昭和58年3月30日条例第16号

昭和58年7月8日条例第28号

昭和58年12月27日条例第44号

昭和59年12月27日条例第50号

昭和61年3月31日条例第13号

昭和61年10月14日条例第51号

昭和63年3月31日条例第18号

平成元年3月31日条例第21号

平成元年12月25日条例第48号  
平成3年12月24日条例第53号  
平成5年3月1日条例第3号  
平成6年3月29日条例第14号  
平成7年3月29日条例第28号  
平成7年9月28日条例第48号  
平成9年9月30日条例第38号  
平成10年7月3日条例第32号  
平成11年3月27日条例第3号  
平成15年3月25日条例第21号  
平成15年12月22日条例第51号  
平成16年12月24日条例第172号  
平成17年7月1日条例第34号  
平成17年9月30日条例第115号  
平成17年12月22日条例第165号  
平成18年12月21日条例第71号  
平成24年3月16日条例第17号  
平成25年9月30日条例第49号

注 平成3年12月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 老人の健康を保持し、その福祉の増進を図るため、新潟市老人憩の家(以下「憩の家」という。)を設置する。

2 憩の家の名称及び位置は、別表第1に掲げるとおりとする。

(平24条例17・一部改正)

(利用できる者の範囲)

第2条 憩の家を利用することができる者の範囲は、新潟市内に住所を有する60歳以上の者及びその団体とする。

(平24条例17・一部改正)

(利用の許可)

第3条 憩の家を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 憩の家の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可を受けた事項を変更し

ようとする場合は、その変更の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、憩の家の利用を許可しない。

- (1) 憩の家の利用の目的又は内容が公の秩序又は善良の風俗に反すると認められる場合
- (2) 利用者が感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する感染症をいう。以下同じ。)にかかり、感染症がまん延するおそれがあると認められる場合
- (3) 営利を目的として憩の家を利用するおそれがあると認められる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が憩の家の管理上支障があると認める場合  
(平5条例3・平11条例3・平24条例17・一部改正)

(使用料)

第5条 市長は、利用者のうち憩の家(第14条に規定する指定管理者が管理するものを除く。次条において同じ。)の入浴施設を利用するものから別表第2に掲げる使用料を徴収する。この場合において、市長は、同表に掲げる定期利用券を発行してこれを徴収することができる。

(平24条例17・全改)

(使用料の徴収の時期)

第6条 使用料は、憩の家の入浴施設の利用を許可する時に徴収する。ただし、前条の定期利用券による場合は、これを発行する時に徴収する。

(平24条例17・追加)

(使用料の免除)

第7条 市長は、規則で定める特別の理由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(平24条例17・追加)

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、第11条第2項の規定により処分をした場合その他規則で定める特別の理由があると認める場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

(平24条例17・追加)

(行為の制限)

第9条 利用者は、憩の家内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の者に迷惑を与える行為をすること。
- (2) 危険物、悪臭のする物その他他の者が迷惑するような物品を持ち込むこと。
- (3) 飲食物その他物品を販売し、又は陳列すること。
- (4) 建物若しくは設備又は物品をき損し、又は汚損するおそれがある行為をすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が憩の家の管理上必要があると認めること。

(平24条例17・旧第6条繰下)

(許可の条件)

第10条 市長は、この条例の規定による許可に憩の家の管理のため必要な範囲において条件を付けることができる。

(平24条例17・旧第7条繰下)

(許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する利用者に対し、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは憩の家からの退去を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により憩の家の利用の許可を受けた者
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反している者
- (3) この条例の規定による許可に付けた条件に違反している者

2 市長は、憩の家の管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者に対し前項に規定する処分をすることができる。

(平24条例17・旧第8条繰下・一部改正)

(休所日)

第12条 憩の家の休所日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日(その日が月曜日に当たるときは、その翌日)
- (3) 1月2日及び3日、5月4日、8月13日から同月15日まで並びに12月29日から同月31日まで

(平15条例21・平16条例172・一部改正、平24条例17・旧第9条繰下)

(利用時間)

第13条 憩の家の利用時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長が特に

必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(平16条例172・全改, 平24条例17・旧第10条繰下)

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、憩の家の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に憩の家の管理を行わせることができる。

(平16条例172・追加, 平24条例17・旧第11条繰下)

(指定管理者の指定の手続き)

第15条 憩の家の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、憩の家の指定管理者として指定するものとする。

- (1) 憩の家の平等利用が確保されること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、前項の基準に適合するものとしてあらかじめ市長が選考した一の団体(以下「被選考者」という。)から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、被選考者が憩の家の設置の目的を効果的に達成することができることを認めるときは、被選考者を指定管理者として指定することができる。

(平16条例172・追加, 平24条例17・旧第12条繰下)

(指定管理者の業務の範囲)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 憩の家の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 憩の家の利用の許可に関する業務
- (3) 休所日又は利用時間の変更に関する業務。ただし、休所日又は利用時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

(平16条例172・追加, 平24条例17・旧第13条繰下)

(利用料金)

第17条 利用者は、憩の家(指定管理者が管理するものに限る。)の入浴施設の利用に係る料

金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第3に定める額とする。

3 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

(平24条例17・追加)

(利用料金の免除)

第18条 指定管理者は、規則で定める特別の事由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(平24条例17・追加)

(利用料金の不還付)

第19条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(平24条例17・追加)

(利用料金の還付の基準)

第20条 前条ただし書の規定による還付に関する基準及び手続は、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(平24条例17・追加)

(秘密を守る義務)

第21条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

その職を退いた後も同様とする。

(平16条例172・追加, 平24条例17・旧第14条繰下)

(個人情報の取扱い)

第22条 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平16条例172・追加, 平24条例17・旧第15条繰下)

(その他)

第23条 この条例に定めるもののほか、憩の家の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平16条例172・旧第11条繰下, 平24条例17・旧第16条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年条例第14号)

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年条例第3号)

この条例は、昭和45年2月1日から施行する。

附 則(昭和46年条例第15号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年条例第17号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年条例第45号)

この条例は、公布の日から施行し、町の名称に係る改正規定については昭和47年8月19日から、地番に係る改正規定については昭和47年9月13日からそれぞれ適用する。

附 則(昭和48年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月12日から適用する。

附 則(昭和49年条例第14号)

この条例は、昭和49年5月1日から施行する。

附 則(昭和49年条例第47号)

この条例は、昭和50年3月10日から施行する。

附 則(昭和51年条例第19号)

この条例は、昭和51年4月10日から施行する。

附 則(昭和52年条例第19号)

この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定により新潟県知事がした告示の効力が発生した日から施行する。

附 則(昭和52年条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年条例第12号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年条例第35号)

この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定により新潟県知事がした告示の効力が発生した日から施行する。

附 則(昭和53年条例第42号)

この条例は、昭和54年3月1日から施行する。

附 則(昭和54年条例第20号)

この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定により新潟県知事がした告示の効力が発生した日から施行する。

附 則(昭和54年条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第17号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、別表石山荘の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新潟市老人憩の家条例別表石山荘の項の規定は、昭和55年3月3日から適用する。

附 則(昭和56年条例第18号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第44号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟市老人憩の家条例の規定は、昭和56年7月6日から適用する。

附 則(昭和57年条例第14号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第16号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年条例第44号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟市老人憩の家条例の規定は、昭和58年11月7日から適用する。

附 則(昭和59年条例第50号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟市老人憩の家条例の規定は、昭和59年10月15日から適用する。

附 則(昭和61年条例第13号)



この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第51号)

この条例は、昭和61年12月1日から施行する。

附 則(昭和63年条例第18号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第21号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第48号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟市老人憩の家条例の規定は、平成元年10月2日から適用する。

附 則(平成3年条例第53号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟市老人憩の家条例の規定は、平成3年11月5日から適用する。

附 則(平成5年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年条例第14号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第28号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第48号)

この条例は、平成7年12月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第38号)

この条例は、平成9年10月6日から施行する。

附 則(平成10年条例第32号)

この条例は、平成10年7月10日から施行する。

附 則(平成11年条例第3号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第21号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第51号)

この条例は、平成16年2月1日から施行する

附 則(平成16年条例第172号)

(施行期日)

- 1 この条例中附則第2項の規定は公布の日から、その他の規定は平成17年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

附 則(平成17年条例第34号)

この条例は、平成17年9月26日から施行する。

附 則(平成17年条例第115号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 巻町の編入の日(以下「巻町編入日」という。)から平成18年3月31日までの間におけるかすがい荘に対する新潟市老人憩の家条例第11条の規定の適用については、同条中「地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に憩の家の管理を行わせることができる」とあるのは「社会福祉法人新潟市社会福祉協議会(巻町編入日から平成17年10月31日までの間にあつては、社会福祉法人巻町社会福祉協議会)にかすがい荘の管理を委託する」とする。

附 則(平成17年条例第165号)

この条例は、平成18年2月13日から施行する。

附 則(平成18年条例第71号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用料金の還付の基準を定める行為及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第20条及び別表第3の規定の例により行うことができる。

附 則(平成25年条例第49号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1(第1条関係)

(平3条例53・平6条例14・平7条例28・平7条例48・平9条例38・平10条例32・平15  
条例51・平16条例172・平17条例34・平17条例115・平17条例165・平18条例71・  
一部改正、平24条例17・旧別表・一部改正、平25条例49・一部改正)

憩の家の名称及び位置表

名称	位置
なぎさ荘	新潟市中央区水道町1丁目5337番地27
松崎荘	新潟市東区松崎1丁目14番33号
ひばり荘	新潟市中央区窪田町4丁目271番地3
寿楽園	新潟市北区松浜5丁目9番地
新川荘	新潟市西区五十嵐2の町9143番地224
阿賀浜荘	新潟市北区三軒屋町10番6号
大江山荘	新潟市江南区丸山461番地
沼垂荘	新潟市中央区沼垂東4丁目8番36号
鳥屋野荘	新潟市中央区女池西2丁目4番21号
小針荘	新潟市西区小針4丁目5番41号
大形荘	新潟市東区海老ヶ瀬1111番地2
西川荘	新潟市西区須賀11番36号
大山台	新潟市東区大山2丁目13番1号
明和荘	新潟市西区小瀬771番地
神明荘	新潟市西区赤塚7086番地1
五十嵐中島荘	新潟市西区五十嵐中島3丁目22番1号
しあわせ荘	新潟市北区島見町242番地
寺尾荘	新潟市西区寺尾台3丁目17番23号
山潟荘	新潟市中央区長潟829番地1
両川荘	新潟市江南区嘉瀬1047番地2
新崎荘	新潟市北区新崎3丁目1番26号
じゅんさい池	新潟市東区松和町15番1号

岡山荘	新潟市東区岡山578番地
曾野木荘	新潟市江南区天野2丁目8番1号
大淵荘	新潟市江南区大淵1540番地
槇尾荘	新潟市西区槇尾224番地
米山荘	新潟市中央区米山4丁目12番20号
成巻荘	新潟市西区鳥原17番地1
やなぎ荘	新潟市西区鳥原3682番地8
かすがい荘	新潟市西蒲区漆山3300番地1

別表第2(第5条関係)

(平24条例17・追加)

区分	単位	使用料の額(1人につき)(円)
定期利用券による利用以外の利用	1回	100
定期利用券	1か月	500
	6か月	3,000
	1年	5,000

別表第3(第17条関係)

(平24条例17・追加)

区分	単位	利用料金の額(1人につき)(円)
定期利用券による利用以外の利用	1回	100
定期利用券	1か月	500
	6か月	3,000
	1年	5,000